

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年3月29日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

90,939

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

668,367

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	256,213
姫路市	139,243
尼崎市	128,313
明石市	83,913
西宮市	132,945
洲本市	12,065
芦屋市	26,625
伊丹市	55,693
相生市	7,888
豊岡市	21,895
加古川市	72,694
たつの市	20,777
赤穂市	12,983
西脇市	10,921
宝塚市	64,214
三木市	21,038
高砂市	24,580
川西市	43,812
小野市	12,985
三田市	30,326
加西市	11,882
丹波篠山市	11,183
養父市	6,302
丹波市	17,305
南あわじ市	12,776
朝来市	8,106
淡路市	12,117
宍粟市	10,084
加東市	10,713

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,316
多可町	5,590
稲美町	8,526
播磨町	9,505
神河町	3,060
市川町	3,224
福崎町	5,140
太子町	9,262
上郡町	4,118
佐用町	4,523
香美町	4,661
新温泉町	3,880